

日本産科麻酔学会会則

第 I 章 総則

第 1 条 本会は日本産科麻酔学会（Japan Society for Obstetric Anesthesia and Perinatology, JSOAP）と称する。

第 2 条 本会は、主たる事務局を東京都文京区に置く。

第 II 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、産科麻酔学及び周産期医学に関連する基礎・臨床研究発表、会員相互の知識の交換、国内外の関連学会との連携協力を通じて産科麻酔学・周産期医学の進歩普及を図り、もって周産期医療の発展と質の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌その他の刊行物の発行
3. 産科麻酔、周産期医療に関する教育活動
4. 産科麻酔、周産期医療に関する研究及び調査活動
5. 産科麻酔、周産期医療に関する広報及び普及啓発活動
6. 国内外の関連学術諸団体との協力活動
7. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 III 章 会員

第 5 条 本会は以下の会員をもって構成する。

1. 正会員は、本会の目的に賛同する周産期医療に携わる医療従事者とする。
2. 名誉会員とは、本会のために特に功労があった本会員のうち幹事会の議を経て、総会で承認されたものをいう。
3. 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で所定の申込用紙を本会事務局に提出し、幹事会の承認を受け所定の会費を納めたものとする。
4. 準会員とは、本会の目的に賛同する初期臨床研修医・大学院生ならびに研究者で、所定の申込用紙を本会事務局に提出し、幹事会の承認を受け所定の会費を納めたものとする。

第 6 条 本会会員は、別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第 7 条 会員は、次の場合にその資格を失う。

1. 退会の希望を本会事務局に届けたとき。
2. 会費を引き続き 3 年以上滞納したとき。
3. 死亡したとき。
4. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと幹事会が判定したとき。
5. 準会員においては、その資格を失ったとき。

第IV章 役員

第8条 本会は、以下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 監事 1-2名
3. 幹事 若干名
4. 名誉会員 若干名

第9条 本会の役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 幹事は、幹事会を構成し、重要事項を決定、会務を執行する。
3. 監事は、会務を監査する。

第10条 本会の役員は、次の規定により選出する。

1. 会長は、幹事の互選により幹事会が推薦し、総会の承認を受ける。
2. 幹事、監事は、総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 幹事の選出は、5年間本会正会員であり、会に貢献したもののの中から、幹事会が推薦する。
4. 幹事は幹事会の議を経て、会長が委嘱する。幹事は監事を兼任できない。

第11条 本会の役員任期は次の通りとする。

1. 会長の任期は3年とし、重任は妨げない。
2. 幹事の任期は3年とし、重任は妨げない。選出年齢は、65歳未満とするが、任期中これを超えることができる。
3. 監事の任期は3年とし、連続6年を超える重任は認めない。

第V章 会議

第12条 本会の会議は次の通りとする。

1. 通常総会は、年1回学術集會時に開催し、会長が召集する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、あるいは正会員の3分の1以上から開催の請求があったとき、会長が召集する。総会は、正会員の2分の1の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。
2. 幹事会は、会長、幹事、監事をもって構成する。会長が必要と認めた場合に召集し、会長が議長となる。幹事会は幹事の3分の2の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。
3. 通信幹事会は、電子メール等の手段で会議を行い、幹事会に相当する。会長が必要と認めた場合に開催し、議決は全幹事の過半数をもって行う。
4. 幹事会は、会務執行の必要に応じ、常設及び臨時の委員会を設置することができる。その委員は幹事会の議を経て、会長が任命する。
5. 監事は、本学会に関するすべての会議、委員会に出席することならびに会務に関して意見を述べることができる。

第VI章 学術集會

第13条 本会は、本会則第4条の規定に基づき、学術集會を開催するものとする。

第14条 学術集會は、幹事会で選出された学術集會長が主催する。

第 15 条 学術集会に於ける発表は本会の正会員に限る。ただし、会長の承認を得たものは本会の会員以外でも学術集会で発表を行うことができる。

第 VII 章 会誌

第 16 条 原則として年 1 回の会誌を発行する。投稿規定は別途に定める。

第 VIII 章 会計

第 17 条 本会の経費は、第 6 条の会費及びその他の収入をもって充当する。

第 18 条 本会の会計年度は前年 10 月より 9 月までとする。会計担当幹事は毎年 1 回会計報告を作成し、監事の監査を経て幹事会および総会の承認を得る。

第 IX 章 補則

第 19 条 本会の会則は総会の承認を経て改正することができる。

第 20 条 本会の会則施行に必要な細則は、幹事会の議を経て別に定める。

付記 この会則は、2017 年 11 月 19 日から施行する。

2012 年 1 月 1 日 施行

2017 年 1 月 1 日 第 1 回改訂

2017 年 11 月 19 日 第 2 回改訂

日本産科麻酔学会会則細則

第 I 章 会費

第 1 条 本会会員は、所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。

1. 正会員は、入会金 5,000 円、年会費 10,000 円とする。
2. 名誉会員は、年会費を免除する。
3. 賛助会員は、年会費一口 5 万円以上とする。
4. 準会員は、年会費 5,000 円とし、入会金を免除する。

付記 この細則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。